

留保財産の利用方針・処分等方針

～ 対象財産：静岡県静岡市葵区安東三丁目6番 ～

財務省 東海財務局

静岡県静岡市葵区安東に所在する留保財産を医療法人社団マイルストーンに対し、介護等施設敷地として、一般定期借地権を活用し貸付することについて

所在地	区 分	数 量	相手方	利用計画	処理区分	用途指定 期間
静岡県静岡市 葵区安東三丁 目6番	土 地	745.56㎡	医療法人社団 マイルストーン	介護等施設敷地	時価貸付 (50年) (一般定期借地)	貸付 期間中

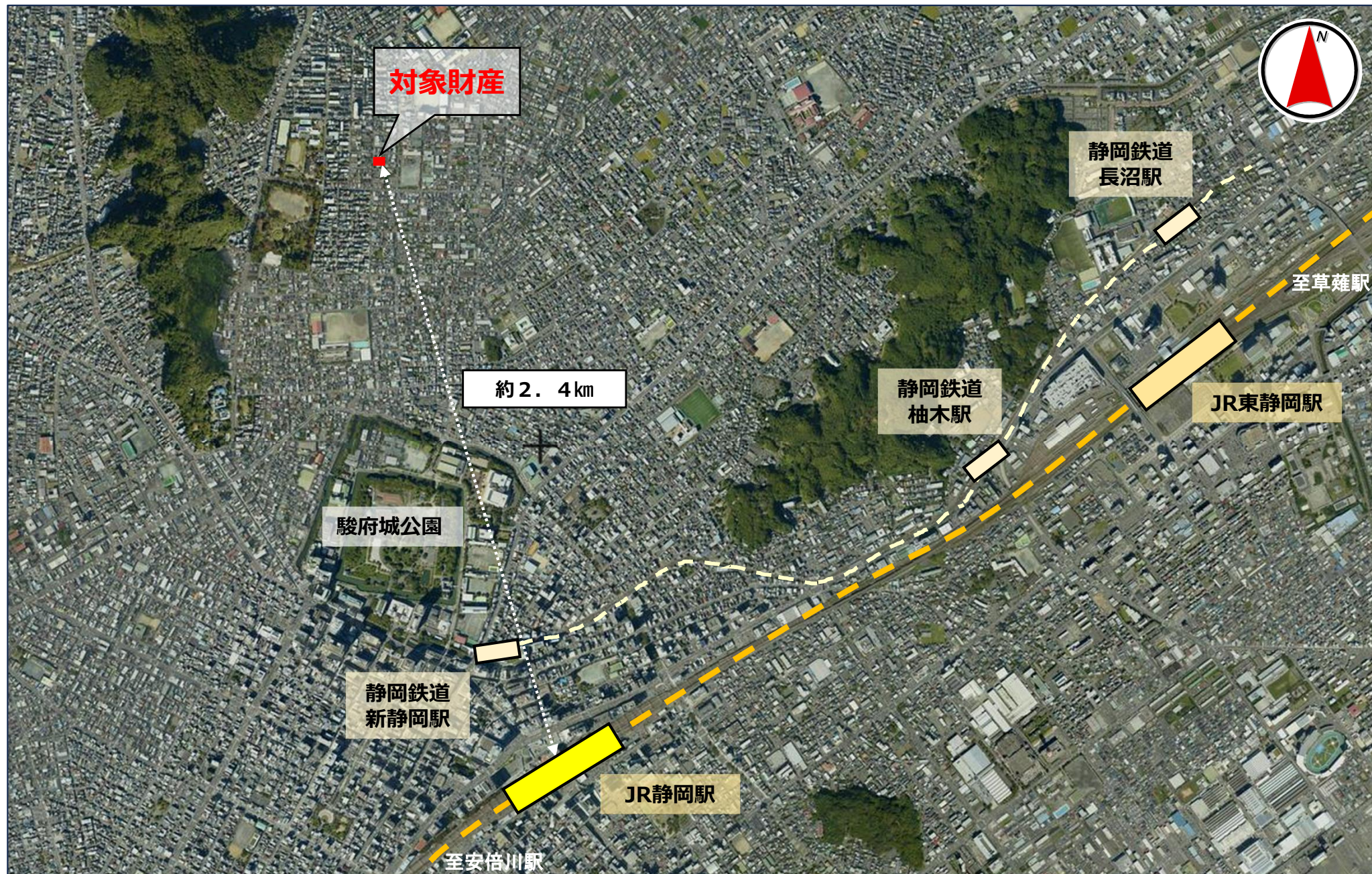
1. 財産の概要

項 目	内 容
所 在 地	静岡県静岡市葵区安東三丁目6番
財 産 の 沿 革	平成30年3月28日 静岡地方検察庁より引受けた 宿舎跡地
区 分 ・ 数 量	土 地 ・ 745.56㎡
用 途 地 域	第一種中高層住居専用地域
建蔽率 / 容積率	60% / 200%
交 通 機 関	J R 東海道本線 静岡駅の北方 約2.4 km

2. 位置図



3. 案内図



4. 航空写真

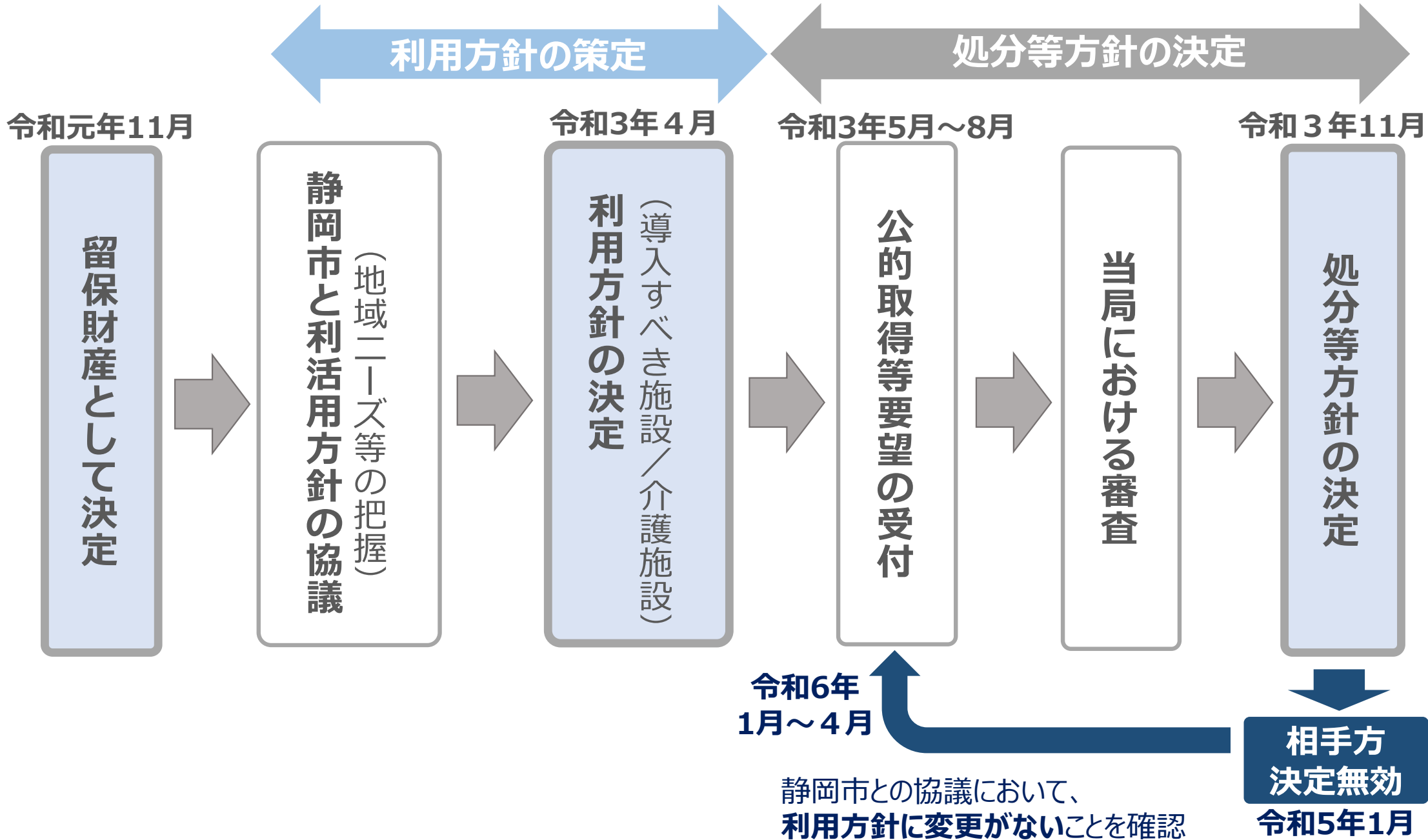


出典：国土地理院ホームページコンテンツを編集・加工して作成

5. 現況写真



6. 留保財産の決定から処分等方針の決定までの経緯



7. これまでの審議会への諮問等

審議会開催

諮問等の内容

令和元年11月

留保財産として決定（第112回審議会への諮問）

令和3年4月

利用方針の決定（第114回審議会への諮問）

令和3年11月

処分等方針の決定（第115回審議会への諮問）

令和4年5月

処分等相手方との契約延期（第116回審議会への報告）

令和5年4月

相手方決定の無効（第117回審議会への報告）

令和7年5月

処分等方針の決定（第120回審議会への諮問）

8. 本財産の利用方針

導入すべき施設

導入すべき施設	目 的
介 護 施 設 (特に地域密着型サービス施設)	城東圏域において今後必要と見込まれる福祉サービスの向上

静岡市の見解

- 在宅の要介護者及び要支援者の増加や、それに伴う介護サービスの利用実績の増加から、**今後サービス需要が更に見込まれる**ものであり、介護施設の新たな開設は、**市の介護保険事業計画に沿ったもので、歓迎する**
- 本地域に不足している介護施設を誘導することは好ましく、**福祉サービスの向上が期待される**

9. 予定事業者について

事業者名

医療法人社団 マイルストーン

所在地

静岡県静岡市清水区押切 1 6 2 0 番地

設立

平成 2 0 年 8 月

従業員数

1 1 3 名（令和 6 年 4 月 1 日現在）

純資産額

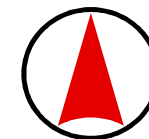
6 9 1 百万円（令和 5 年度決算時）

主な事業内容

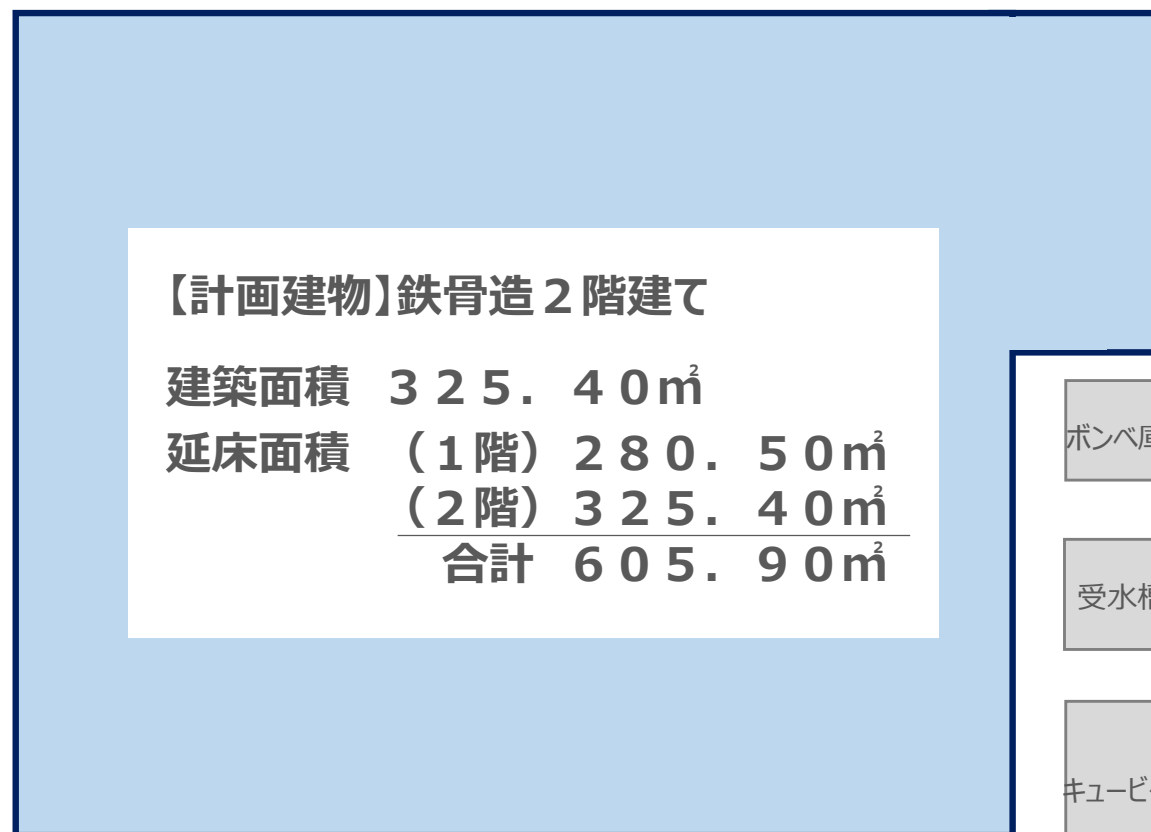
静岡市内で診療所を 3 か所、
通所リハビリテーション施設を 3 か所、
居宅介護支援事業所を 1 か所 運営

10. 予定事業者の利用計画

利用計画図



市道



ボンベ庫

受水槽

キュービクル

敷地面積 745.56^{m²}

1 1. 予定事業者による施設の整備概要

階 数	施 設	設 備	利用定員の 見込み
1 階	通所介護事業所	リハビリフロア（食堂＋機能 訓練室）、相談室、休憩室、 浴室、事務室等	5 0 名
	第 1 号通所事業所		
2 階	地域密着型 通所介護事業所	リハビリフロア（食堂＋機能 訓練室）、相談室、休憩室、 浴室、バルコニー等	1 8 名
	第 1 号通所事業所		
	放課後等デイサービス 事業所		

12. 予定事業者の事業概要

	事業	対象者	サービス内容等
通所介護	老人デイサービス事業	要介護者	入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練等を提供
地域密着型 通所介護	老人デイサービス事業	要介護者	・上記「通所介護」に同じ ・原則、当該市町村の住民のみが利用可能であり、小規模な定員で運営
第1号 通所事業 (通所介護相当サービス)	老人デイサービス事業	要支援者	機能訓練や集いの場など日常生活上の支援等を提供
放課後等 デイサービス (共生型サービス)	障害児通所支援事業	障害のある児童	・生活能力向上のための必要な訓練等を提供 ・「地域密着型通所介護」の施設で本サービスを提供（共生型サービスの活用）

13. 市における事業者の指定等

事業等	事業指定等
医療法人の新規事業	医療法に基づき、所轄庁（静岡市）に定款変更の申請を行い、認可を受ける必要がある
通所介護	介護保険法に基づき、指定権者（静岡市）に申請を行い、事業者としての指定を受ける必要がある
第1号通所事業 （通所介護相当サービス）	
地域密着型通所介護	介護保険法に基づき、指定権者（静岡市）に申請を行い、事業者としての指定を受ける必要がある ※指定申請にあたっては、 <u>事前協議が必要</u>
放課後等デイサービス （共生型サービスの活用）	児童福祉法に基づき、指定権者（静岡市）に申請を行い、事業者としての指定を受ける必要がある ※指定申請にあたっては、 <u>事前協議が必要</u>

14. 処分等方針

項 目		内 容
所 在 地		静岡県静岡市葵区安東三丁目6番
区 分 ・ 数 量		土地 ・ 745.56㎡
相 手 方		医療法人社団 マイルストーン
処 理 区 分		一般定期借地権の活用による時価貸付(50年)
契約方法及び 適用法令	契約の方法	随意契約
	適用法令	会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99条第21号
用途指定	指定用途	介護等施設敷地
	指定期間	貸付期間中

15. 処分等方針決定後のスケジュール

